

(写)

小監発第46号
令和7年12月25日

監査請求人

小金井市監査委員 重永邦敏
同 部谷真起子
同 岸田正義

小金井市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和7年11月4日付けで提出された小金井市職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

第1 監査請求の受理

監査請求は、令和7年11月4日付けで提出され、要件審査の結果、所定の要件を具備しているものと認め、これを受理することと決定した。

第2 監査の実施

監査に当たっては、関係書類の収集及び事実関係の調査を行ったほか、監査請求人（以下「請求人」という。）から事情を聴取した。

1 請求人に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条第7項の規定に基づき、令和7年11月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。同日、請求人が出席し、追加の証拠を提出し、請求の趣旨を補充する陳述を行った。

第3 請求の趣旨

令和6年度及び令和7年度の小金井市全新築木造家屋に対する固定資産税の賦課にかかる家屋評価においては、令和6年に総務大臣が定め告示した「令和6基準年度固定資産評価基準（以下「令6基準」という。）」及びその細目について小金井市長が定めた「小金井市令和6基準年度家屋評価運用（以下「市評価運用」という。）」の規定に従って行われている。

令和7年6月9日付け申出による固定資産評価審査委員会の審査過程における市の弁明によれば、小金井市においては、令6基準に伴う市評価運用の更新・内容確認が行われておらず、また市評価運用内に令6評価基準で新設された「床構造土間コンクリート打」の標準評点数4040を全世帯一律0としていることから、タイル、石材系仕上等の床仕上がある玄関床の下、床構造土間コンクリート打の面積に対し、固定資産税の賦課・徴収を全新築木造家屋に怠っていた。

よって、令和6年度及び令和7年度の新築木造家屋玄関床全数に関する固定資産税賦課・徴収の対象項目の評点数付設が令6基準に沿って適正であるか専門家による確認を実施したうえで、再度固定資産税の計算を行うなどの作業にかかる経費と固定資産税賦課・徴収対象金額とを併せた市の損失相当額を職務範囲等考慮して、市長、最終責任者固定資産評価員である副市長、資産税課長、固定資産評価審査委員会事務局運営の市側監督責任者である総務部長、実務統括管理職総務課担当課長に負担させること及び固定資産評価の方法の全面見直しの実施並びに市長以下関係職員への処罰を求めるものである。

第4 判断

1 主文

請求人の請求を却下する。

2 理由

(1) 本件監査請求に関する前提事実につき、次のとおり認定した。

ア 小金井市の令和6年度及び令和7年度固定資産税の賦課において、固定資産の評価は、地方税法第388条第1項の規定により総務大臣が定め告示した令6基準及びその細目について小金井市長が定めた市評価運用の規定に従って行われた。

イ 地方税法第432条の規定により、固定資産税の納税義務者は固定資産

課税台帳に登録された価格に不服がある場合は市に設置された固定資産評価審査委員会（同法第423条）に審査の申出ができる。

請求人は、令和7年6月9日付けで固定資産評価審査委員会に対し上記審査申出を行っているが、現時点では申出に対する審査結果は出ていない。

(2) 以上の事実認定を踏まえ、以下のとおり判断した。

請求人は、新築木造家屋に対する市の固定資産評価の運用方法の違法性を主張して、市評価運用の改正の漏れ及び標準評点数4040の「床構造土間コンクリート打」を一律0（評点付設なし）としていることをもって賦課を怠る事実と主張する。

しかしながら、現在、市の上記固定資産評価の運用が違法との確定した判断はない。

住民監査請求の対象となる行為は、市の財政に損害を及ぼすものでなければならないところ、本件においては市の固定資産評価の運用により市の財政に損害が生じているとは評価できない。

よって、本件請求は請求の要件を満たしていないから却下すべきであると判断した。

以上